

# 令和7年度宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金の手引き

令和7年3月

宮城県水産林政部水産業振興課



## 1. 宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金の概要

### (1) 目的

東日本大震災からの復旧復興を進める中で、平成28年までに希望するすべての漁船の復旧が完了したが、県内産地魚市場の水揚量は、震災前の水準まで回復していない。その要因の一つとして、近年の海洋環境の変化により、冷水性魚種であるサンマ、秋さけ、イカナゴ等の歴史的な不漁によるところが大きく、漁船漁業は厳しい経営状況にある。

このため、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制への転換などの取組を支援することにより、漁業者の転換のリスク軽減と漁船漁業の復興の完遂を目指す。

### (2) 事業内容の概要

#### ア 事業実施主体

漁業協同組合、漁業生産組合、その他知事が特に認める漁業者団体

#### イ 補助率

2/3以内(漁業者個人の経費を対象とする場合の1経営体あたりの補助上限額は 20,000 千円以内)

#### ウ 事業内容

##### ① 漁撈技術等習得支援事業

新たな操業体制への転換の推進や検討に際して必要な漁撈技術や漁獲物の取扱い、販売面での対策等の技術や知識の習得を支援

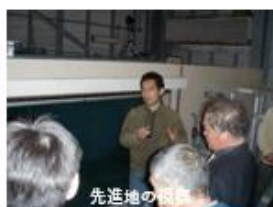
##### ② 操業体制転換支援事業

新たな操業体制への転換に必要な設備や漁具等の整備を支援

### (3) 事業実施イメージ

#### 【新たな技術等習得】

- ・ 想定地区：全県
- ・ 目 標：本県で操業実績のない漁業の漁撈技術、漁獲物の取扱い、販売対策などの技術や知識の習得



先進地の視察



研修会の開催

#### 【養殖業への転換】

- ・ 想定地区：北中漁船漁業（5～10トンクラス）
- ・ 目 標：春漁からの転換としてワカメなどの養殖業への転換
- ・ 転換費用：約6,000千円（養殖施設、加工設備等）
- ・ 目標水揚：3,000～8,000千円



ワカメ養殖施設



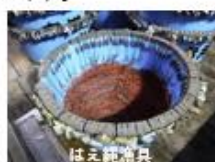
ボイル装置

#### 【小規模漁業での転換】

- ・ 想定地区：中南部漁船漁業（5～10トンクラス）
- ・ 目 標：資源量が増加している、トラフグ、タチウオはえ縄の新規着業
- ・ 転換費用：約1,200千円（ラインホラー、漁具等）
- ・ 目標水揚：3,000～5,000千円



ラインホラー（24V）



はえ縄漁具

#### 【大規模漁業での転換】

- ・ 想定地区：北中部漁船漁業（19トンクラス）
- ・ 目 標：モウカザメはえ縄への新規着業
- ・ 転換費用：約12,000千円（ラインホラー、投縄機、幹縄収納装置、漁具等）
- ・ 目標水揚：20,000～30,000千円



モウカザメはえ縄漁船



モウカザメはえ縄漁船設備

## 2. 基本情報

### (1) 事業の進め方について

- 漁業者団体、流通団体、試験研究機関、行政等の関係機関で組織する「宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会」において、令和5年9月に「沿岸漁船漁業の目指すべき方向性」として、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制への転換や対策をとりまとめました。
- 本事業では、検討会がとりまとめた「目指すべき方向性」に沿った取組を支援します。

### (2) 事業の対象

#### ア 事業実施主体

漁業協同組合、漁業生産組合、その他知事が特に認める漁業者団体

#### イ 対象となる漁業者

- 漁協での帳簿及び書類の備え付けを条件に、漁業者個人の経費も補助対象となります。
- 対象とする個人漁業者は、主たる収入源が漁業であって、以下の「対象となる漁業」を営み、不漁前(概ね平成24～28年)において、経営体全体の漁業収入に占める対象となる漁業の収入の割合が相当程度あった経営体です。

#### 【対象となる漁業】

サンマ、シロサケ、オキアミ、イカナゴ、スルメイカ、ヒラメ・カレイ類(仙台湾で操業するもの)、マアナゴ、アカガイを主な対象とする沿岸漁船漁業及びその他知事が認める漁業

### (3) 交付要綱について

当事業の補助金の交付に関しては、下記交付要綱に従って実施します。

- ・宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業補助金交付要綱

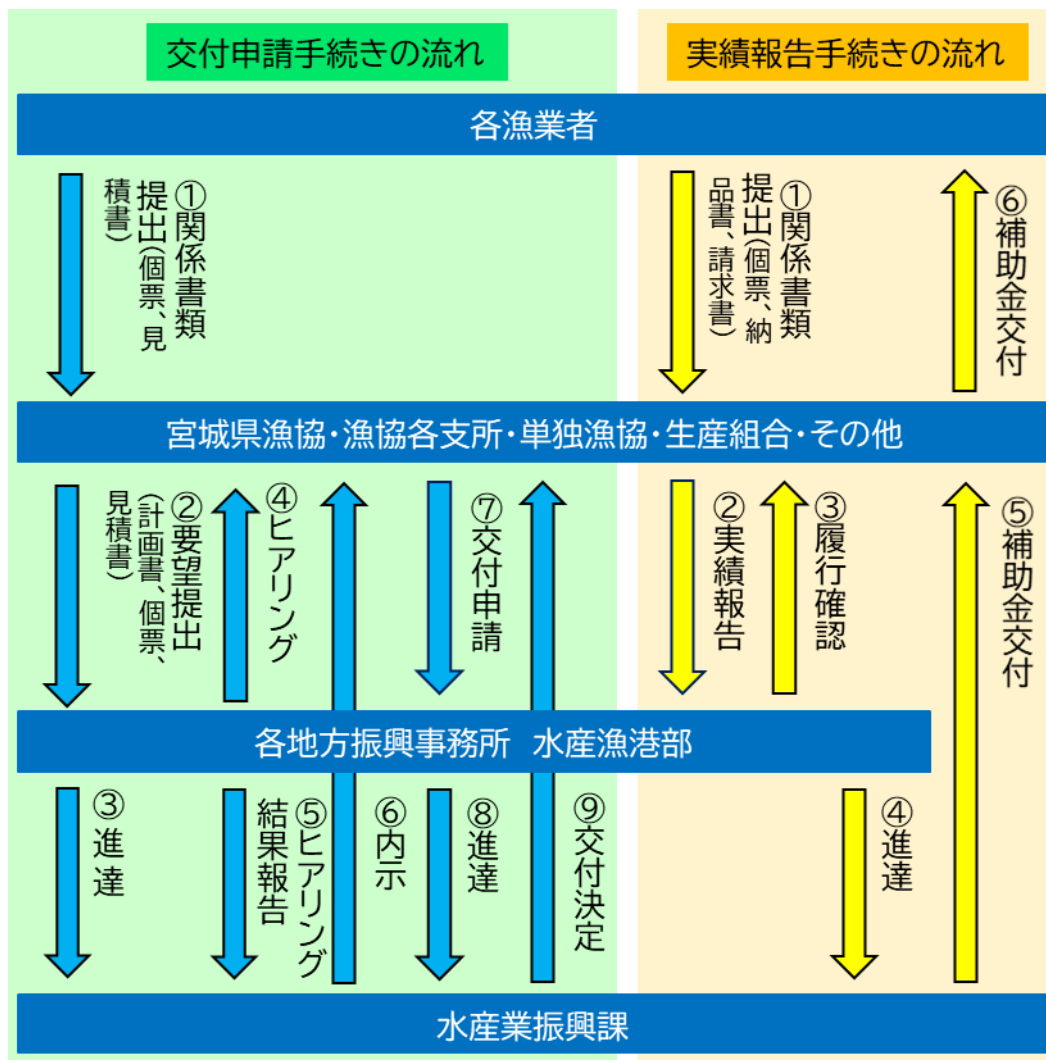
### (4) 事業の対象期間

- 事業の対象期間は令和7年度です。

### 3. 交付申請・実績報告等の手続きについて

#### (1) 交付申請、実績報告の手続きフロー

交付申請書、実績報告書、その他申請書類は、所管の地方振興事務所水産漁港部を経由し、水産業振興課へ提出してください。



#### (2) 事業の実施期間

<事業の実施期間>

令和8年3月19日まで

<実績報告書の提出期限>

事業が完了した日から1ヶ月以内または令和8年3月27日のいずれか早い日まで

※期日までに実績報告書が提出できない場合は、完了届を提出し、履行確認を受けてください。

#### (3) 取組状況の報告

事業の終了した翌年度から3年間(漁撈技術等習得支援事業については1年間)の取組状況等について報告するため、実施状況報告書を提出してください。

<実施状況報告書の提出期限>

毎年度の4月30日まで

(4)処分の制限を受ける財産の管理

1件あたりの取得価格が50万円以上の機械、器具類は耐用年数に相当する機関、処分の制限を受けますので、財産管理台帳を作成し管理してください。

## (6)提出書類一覧

| 手続き                     | 様式名                                 | 様式番号        | 作成単位   | 備考                         |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------|--------|----------------------------|
| 交付申請                    | 交付申請書                               | 様式第1号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 事業計画書                               | 様式第2号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 漁業者個票                               | 別記様式        | 漁業者    |                            |
|                         | 瀬割図                                 | 任意様式        | 漁業者    | 取組に養殖を含む場合のみ               |
|                         | 見積書                                 | 任意様式        | 取組番号毎  |                            |
|                         | 納税証明書                               | 任意様式        | 事業実施主体 | 納税義務者でない場合は<br>その旨を記載した申立書 |
|                         | 誓約書                                 | 様式第3号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 役員等名簿                               | 任意様式        | 事業実施主体 |                            |
| 事業内容等の<br>変更            | 変更承認申請書                             | 様式第4号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 事業計画書                               | 様式第2号       | 事業実施主体 | 変更後のもの                     |
|                         | その他添付書類                             |             |        | 変更があったもの                   |
| 事業の中止<br>(廃止)           | 中止(廃止)承認申請書                         | 様式第5号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 中止(廃止)を説明する資料                       | 任意様式        | 事業実施主体 |                            |
| 実績報告                    | 実績報告書                               | 様式第6号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 事業実績書                               | 様式第7号       | 事業実施主体 |                            |
|                         | 漁業者個票                               | 別記様式        | 漁業者    |                            |
|                         | 支出を証明する書類の写し                        | 任意様式        | 取組番号毎  |                            |
|                         | 納品書、請求書                             | 任意様式        | 取組番号毎  |                            |
|                         | 写真                                  |             | 取組番号毎  |                            |
| 概算払                     | 概算払請求書                              | 様式第8号       | 事業実施主体 |                            |
| 消費税仕入控<br>除税額の確定<br>の報告 | 消費税及び地方消費税仕入<br>控除税額の額の確定に伴う<br>報告書 | 様式第9号       | 事業実施主体 |                            |
| 事前着手                    | 交付決定前着手届                            | 様式第10号      | 事業実施主体 |                            |
| 取組状況等の<br>報告            | 実施状況報告書                             | 別記様式<br>第1号 | 事業実施主体 | 交付決定の条件として定<br>める様式により提出   |
| 財産の管理                   | 財産管理台帳                              | 参考様式        | 事業実施主体 |                            |

※上記の他にも、必要に応じて追加で資料の提出を求め場合があります。

#### 4. 対象経費について

○補助対象となる経費は以下のとおりです。

○補助金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てて申請してください。

##### (1) 漁撈技術等習得支援事業

新たな操業体制への転換の推進や検討に際して必要な技術や知識(漁撈技術、漁獲物の取扱、販売面での対策など)を習得するために実施する、先進地視察や研修会等に要する以下の経費を対象とします。

##### ① 旅費

交通費及び宿泊費の実費相当額。ただし宿泊料は以下の単価から算出した額を上限とします(補助額は補助率2/3 を乗じた金額以内となります)。

| 宿泊場所                                                                                                                          | 宿泊料(1人1泊あたり) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 【甲地方】<br>埼玉県:さいたま市 / 千葉県:千葉市 / 東京都:特別区<br>神奈川県:横浜市、川崎市、相模原市 / 愛知県:名古屋市<br>京都府:京都市 / 大阪府:大阪市、堺市 / 兵庫県:神戸市<br>広島県:広島市 / 福岡県:福岡市 | 13,100 円     |
| 乙地方<br>甲地方以外の地方                                                                                                               | 11,800 円     |

##### ② 庁費

会議費(会議室や備品の使用料等)、印刷製本費(本事業に必要となる印刷物等の作成経費)、資料購入費(本事業に必要となる資料の購入経費)、消耗品費(事務用品等の購入費)等

##### ③ 調査研究費

原材料費(試作品等の製作に必要となる原材料の購入費)、外注費(試作品等の製作にあたり、自らがまかなえない工程を外部に委託する経費)、機械リース料(試作品等の製作に必要となる機械のリース料)、コンサルティング委託費(調査(コンサルティング)を委託する経費)等

##### ④ 報償費

外部の専門家等による指導の対価として支払う謝金等

##### ⑤ その他

事業の実施に要する経費で、知事が認めるもの

##### (2) 操業体制転換支援事業

新たな操業体制への転換や対策に際して必要不可欠な、漁撈設備や漁具等の整備に要する以下の経費を対象とします。

##### ① 漁船費

魚倉工事等の既存漁船の改造費等。ただし、新たな漁船や推進機関の購入費は対象外

## ②設備費

ネットホーラー等設備の購入及び艀装費、ワカメのボイル装置などの陸上設備等。ただし陸上設備の建屋の整備費は対象外

## ③漁具費

漁網や生け簀等の漁具及び養殖施設購入費等

## ④その他

事業の実施に要する経費で、知事が認めるもの

### 【対象外となる経費】

上記の他、対象外となる経費は以下のとおりです。

#### ①手数料

銀行への振込手数料や漁協の購買手数料等は対象外

## 5. Q&A

Q1 沖合底引き網漁業や、20トン以上の漁船によるさんま漁業は支援対象となるか。

A1 本事業で支援対象とするのは沿岸漁船漁業であることから、沖合、遠洋の漁業は対象となりません。

Q2 漁協で漁業実績を把握できない漁業者から申請があった場合は補助対象として認められるか。

A2 別表で指定する「対象となる漁業」の漁業実績がない場合は補助対象として認められません。なお、漁協を通らない水揚実績がある場合など、漁協で漁獲実績を把握できないものがある場合は、その内容がわかる資料を添付し、確認を受けるようにしてください。

Q3 軽トラック、フォークリフトなどの車両は補助対象となるか。

A3 軽トラックやフォークリフトなどの車両は、汎用性が高く、漁業の転換等の取組に不可欠なものかどうか判断が難しいことから、補助対象としないこととします。

Q4 レーダー、ポンプ(簡易クレーン)、魚探、自動操舵、AIS、エンジンリモコン、発電機は補助対象となるか。

A4 漁撈設備のうち、上記のレーダー等は一般的にすでに漁船に登載されているものが多いと考えられることから、単にその更新であれば補助対象としないこととします。

Q5 現在はワカメ養殖業を主に営み、生わかめを出荷しているが、塩蔵わかめへ出荷体制を変更したい。そのため作業設備が必要となるが対象となるか。

A5 沿岸漁船漁業の不漁対策を目的とした補助事業であることから、もともと実施していたワカメ養殖業の事業規模拡大を行う場合は対象となりません。

Q6 中古の漁具や設備は補助対象となるか。

A6 補助対象として差し支えありません。ただし、50万円以上のものについては、耐用年数に相当する期間中は処分できませんので、御留意願います。

Q7 漁船漁業と養殖業を兼業しており、漁船漁業が不漁であることから養殖業の規模を拡大したいが、対象となるか。

A7 もともと漁船漁業と養殖業を兼業しており、経営体全体の収入に対する漁船漁業の収入が相当程度を占める経営体が、漁船漁業の不漁対策として養殖業の規模を拡大する場合は対象となります。その場合は、漁船漁業の収入が相当程度を占めることがわかる資料を提出していただきます。

Q8 事業実施主体が帳簿及び書類の備え付けることを条件に、個人の経費も補助対象とすることが認められているが、取得した漁具等は個人の資産としてよいか。

A8 漁業者個人が取得した漁具等は個人の資産として差し支えありません。

Q9 別表中、対象となる漁業者は、対象となる漁業の割合が相当程度あった経営体とされているが、相当程度とはどの程度か。

A9 全体の漁業収入に占める対象となる漁業による漁業収入の割合が、概ね50%を超える場合には相当程度と見なされますが、50%に満たない場合にも、過去・現在の操業状況等から総合的に判断した結果、対象となる場合がありますので、個別に御相談願います。(例：不漁対象としている漁業収入の割合は20%程度であるものの、当該時期の収入は年間の漁家経営上重要である理由があり、代替の漁業収入の確保が不可欠であるなど)

Q10 がんばる漁業復興支援事業との併用は可能か。

A10 本事業では、近年の沿岸漁船漁業の厳しい状況等を加味し、通常の事業より高い補助率(2/3)を設定しています。本事業での支援に加えて、国費で助成を受けることは、他事業とのバランスや補助金の重複とも考えられることから、併用にあたっては本事業で整備した設備分の費用をがんばる漁業復興支援事業の経費から除外するなどの整理が必要となりますので、その場合は別途御相談願います。

Q11 すでに自己資金で新たな操業体制への転換を行った。この経費をさかのぼって支援対象とすることはできるか。

A11 すでに整備したものは対象外となりますが、転換後の操業体制の拡充や取組の発展に必要な設備や漁具の導入を検討している場合は別途御相談願います。また、納期等の関係で早期に着手する必要がある事案については、事前着手の手続きなど個別に御相談願います。

Q12 事前着手はいつまで認められるか。

A12 事前着手については、令和7年4月1日以降着手のものまで認められます。ただし、補助金が交付されない場合や交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

Q12 新たな操業体制への転換・対策として漁具類を取得し操業したものの、漁模様が悪く漁獲実績がほとんどなかった。この場合、補助金を返還しなければならないか。

A12 操業したにも関わらず、漁海況の影響により漁獲実績がなかった場合や計画に満たなかった場合などは返還の対象とはなりません。故意に過大な申請が行われることがないよう、転換しようとする計画に沿った内容となるよう正確に申請願います。

なお、虚偽の申請があった場合は、補助金返還の対象となる場合がありますので、御留意願います。

Q13 交付申請時に計画したかごの規模を変更したい。申請金額は変わらないが手続きは必要か。

Q13 規模の変更に合理的な理由があり、補助目的に変更をもたらさない範囲の軽微な変更であれば、変更承認申請書の提出は不要ですが、判断に迷う場合には個別に御相談願います。

(参考) 様式集

- 実施状況報告書
- 財産管理台帳

(別記様式第 1 号)

年度宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金に係る実施状況報告書

番 年 月 号 日

宮城県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名  
(支所名： )

年度に実施した宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業について、宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業実施要領第 2 の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

(1) 漁撈技術等習得支援事業

| 不漁対象 | 取組内容 | 実施件数 | 漁業収入 | 備考 |
|------|------|------|------|----|
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |

(2) 操業体制転換支援事業

①事業実施主体が取り組むもの

| 不漁対象 | 取組内容 | 実施件数 | 漁業収入 | 備考 |
|------|------|------|------|----|
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |

②漁業者個人が取り組むもの

| 不漁対象 | 取組内容 | 実施件数 | 漁業収入 | 備考 |
|------|------|------|------|----|
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |

2 取組状況報告

別添「取組状況報告書」のとおり

別添

宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業 取組状況報告書

(1) 漁撈技術等習得支援事業

| 取組番号    |      | 補助事業年度<br>( 年度)                                                                          | 補助事業年度の翌年度<br>( 年度)                                                                                                                         |
|---------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記載<br>例 | 取組内容 | 秋さけ刺し網の不漁対策としてタチウオ曳き縄への転換を予定する漁業者を対象に先進地視察を実施。                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金を活用して曳き縄漁具を整備 (〇隻)</li> <li>・魚市場と連携し、船上選別の方法、規格について検討</li> <li>・資源管理ルールについて話し合いを実施</li> </ul>    |
|         | 成果   | 大分県〇〇漁協の資源管理の取組、船上選別について学んだ。<br>・ 〇〇以下の個体の再放流、休漁期間の設定<br>・ 船上で漁獲直後にサイズ別選別、傷物、腹切れなど2級品を選別 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲実績 (所属漁業者合計)<br/>〇〇kg/〇〇千円</li> <li>・船上選別の導入による単価の向上 〇〇→〇〇円/kg</li> <li>・資源管理の自主ルールの策定</li> </ul> |
|         | 取組内容 |                                                                                          |                                                                                                                                             |
|         | 成果   |                                                                                          |                                                                                                                                             |
|         | 取組内容 |                                                                                          |                                                                                                                                             |
|         | 成果   |                                                                                          |                                                                                                                                             |

(2) 操業体制転換支援事業

①事業実施主体が取り組むもの

| 取組番号    |      | 補助事業年度<br>( 年度)                                                   | 補助事業年度の翌年度<br>( 年度)                              | 2年後<br>( 年度)                                     | 3年後<br>( 年度)                                     |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 記載<br>例 | 取組内容 | 秋さけ刺し網の不漁対策として<br>ワカメ養殖へ新たに転換するに<br>あたり、漁協自営として実施する<br>ための塩蔵設備を導入 | ワカメ養殖に転換した漁業者<br>延べ〇〇経営体が設備を活用し<br>塩蔵加工を実施       | ワカメ養殖に転換した漁業者<br>延べ〇〇経営体が設備を活用し<br>塩蔵加工を実施       | ワカメ養殖に転換した漁業<br>者延べ〇〇経営体が設備を活<br>用し塩蔵加工を実施       |
|         | 成果   | ・ボイル装置 1台<br>・塩蔵装置 4台<br>・脱水装置 5台                                 | 稼働期間：〇月〇日～〇月〇日<br>(〇日間)<br>生産量：〇〇kg 生産金額〇〇千<br>円 | 稼働期間：〇月〇日～〇月〇日<br>(〇日間)<br>生産量：〇〇kg 生産金額〇〇千<br>円 | 稼働期間：〇月〇日～〇月〇日<br>(〇日間)<br>生産量：〇〇kg 生産金額〇〇<br>千円 |
|         | 取組内容 |                                                                   |                                                  |                                                  |                                                  |
|         | 成果   |                                                                   |                                                  |                                                  |                                                  |
|         | 取組内容 |                                                                   |                                                  |                                                  |                                                  |
|         | 成果   |                                                                   |                                                  |                                                  |                                                  |

(2) 操業体制転換支援事業  
②漁業者個人が取り組むもの

イ) 取組内容

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 番号   |  | 漁業者名 |  |
| 取組内容 |  |      |  |

ロ) 漁業の状況

(単位:千円)

| 漁業の種類 | 補助事業年度<br>( 年度) |      | 補助事業年度の翌年度<br>( 年度) |      | 2年後<br>( 年度) |      | 3年後<br>( 年度) |      |
|-------|-----------------|------|---------------------|------|--------------|------|--------------|------|
|       | 操業時期            | 漁業収入 | 操業時期                | 漁業収入 | 操業時期         | 漁業収入 | 操業時期         | 漁業収入 |
|       |                 |      |                     |      |              |      |              |      |
|       |                 |      |                     |      |              |      |              |      |
|       |                 |      |                     |      |              |      |              |      |
|       |                 |      |                     |      |              |      |              |      |
|       | 合計              |      | 合計                  |      | 合計           |      | 合計           |      |

ハ) 導入した設備・機器等の管理運営状況

| 設備・機器名 | 補助事業年度<br>( 年度) |    | 補助事業年度の翌年度<br>( 年度) |    | 2年後<br>( 年度) |    | 3年後<br>( 年度) |    |
|--------|-----------------|----|---------------------|----|--------------|----|--------------|----|
|        | 稼働日数            | 備考 | 稼働日数                | 備考 | 稼働日数         | 備考 | 稼働日数         | 備考 |
|        |                 |    |                     |    |              |    |              |    |
|        |                 |    |                     |    |              |    |              |    |
|        |                 |    |                     |    |              |    |              |    |

(2) 操業体制転換支援事業  
②漁業者個人が取り組むもの

記載例

ロ) 取組内容

|      |                                                  |      |       |
|------|--------------------------------------------------|------|-------|
| 番号   | 唐桑-1                                             | 漁業者名 | 水産 太郎 |
| 取組内容 | 秋サケ刺し網漁業が不漁となっていることから、モウカザメはえ縄漁業に着業するために必要な設備を導入 |      |       |

ロ) 漁業の状況

(単位:千円)

| 漁業の種類        | 補助事業年度<br>(R5 年度) |        | 補助事業年度の翌年度<br>(R6 年度) |        | 2 年後<br>(R7 年度) |        | 3 年後<br>( 年度) |      |
|--------------|-------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------|--------|---------------|------|
|              | 操業時期              | 漁業収入   | 操業時期                  | 漁業収入   | 操業時期            | 漁業収入   | 操業時期          | 漁業収入 |
| 秋サケ・タラ刺し網    | 1～2 月             | 1,000  | 1～2 月                 | 1,000  | 1～2 月           | 1,000  |               |      |
| モウカザメはえ縄     | 10～12 月           | 5,000  | 10～12 月               | 7,000  | 10～12 月         | 7,000  |               |      |
| おきあみ船びき網・ランプ | 3～5 月             | 5,000  | 3～5 月                 | 3,000  | 3～5 月           | 3,000  |               |      |
| 突き棒・かご漁業     | 6～9 月             | 5,000  | 6～9 月                 | 5,000  | 6～9 月           | 5,000  |               |      |
| 合計           |                   | 16,000 | 合計                    | 16,000 | 合計              | 16,000 | 合計            |      |

ハ) 導入した設備・機器等の管理運営状況

| 設備・機器名      | 補助事業年度<br>(R5 年度) |         | 補助事業年度の翌年度<br>(R6 年度) |                        | 2 年後<br>(R7 年度) |         | 3 年後<br>( 年度) |    |
|-------------|-------------------|---------|-----------------------|------------------------|-----------------|---------|---------------|----|
|             | 稼働日数              | 備考      | 稼働日数                  | 備考                     | 稼働日数            | 備考      | 稼働日数          | 備考 |
| ラインホーラー 1 台 | 20                | 11～12 月 | 35                    | 12 月は荒天により<br>操業できなかった | 45              | 10～12 月 |               |    |
| 投縄機 1 台     | 20                | 〃       | 35                    | 〃                      | 45              | 〃       |               |    |
| ブランリール 1 台  | 20                | 〃       | 35                    | 〃                      | 45              | 〃       |               |    |

# 財 産 管 理 台 帳

(宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金)

事業実施主体名： 宮城県漁協唐桑支所

| 年度 | 事業の内容 |           |          |     |                  |     | 取得<br>年月日 | 経費の配分（円）  |           |            |     | 処分制限期間   |             | 処分の状況     |           | 摘要 |
|----|-------|-----------|----------|-----|------------------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-----|----------|-------------|-----------|-----------|----|
|    | 番号    | 漁業者名      | 取組内容     |     | 機器・設備名           | 事業量 |           | 総事業費      | 負担区分      |            |     | 耐用<br>年数 | 処分制限<br>年月日 | 承認<br>年月日 | 処分の<br>内容 |    |
|    |       |           | 対象<br>魚種 | 漁法  |                  |     |           |           | 県補助金      | 事業実施主<br>体 | その他 |          |             |           |           |    |
| R5 | 1     | 宮城県漁協唐桑支所 | ワカメ      | 養殖  | ボイル装置（ボイル釜、ボイラー） | 1 台 | R6.2.20   | 700,000   | 466,000   | 234,000    | 0   | 10年      | R16.2.20    |           |           |    |
| R5 | 2     | 水産太郎      | モウカザメ    | はえ縄 | ラインホーラー          | 1 台 | R5.12.25  | 1,000,000 | 666,000   | 334,000    | 0   | 5年       | R10.12.25   |           |           |    |
| R5 | 3     | 宮城二郎      | モウカザメ    | はえ縄 | ブランリール           | 2 台 | R5.12.25  | 1,500,000 | 1,000,000 | 500,000    | 0   | 5年       | R10.12.25   |           |           |    |
| R5 | 4     | 漁船三郎      | モウカザメ    | はえ縄 | はえ縄漁具            | 3ヶ統 | R5.12.25  | 500,000   | 333,000   | 167,000    | 0   | 5年       | R10.12.25   |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    |       |           |          |     |                  |     |           | 0         |           |            |     |          |             |           |           |    |
|    | 合計    |           |          |     |                  |     |           | 3,700,000 | 2,465,000 | 1,235,000  | 0   |          |             |           |           |    |

(注)

- 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
  - 4 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数を記入すること。
- ※ 50万円未満の漁具等は記載しないことから、交付決定内容との乖離がある。